

愛知県行政書士会尾張支部役員選任規約

第1条 愛知県行政書士会尾張支部規則（以下「規則」という。）第7条に基づき総会において選任する規則第6条に定める役員（以下「役員」という。）の専任方法は、この規約の定めるところによる。

第2条 支部長は、支部総会における選挙によって選任する。立候補者が1人のときは、信任投票によって選任する。

第3条 支部長立候補者は、支部会員5人の推薦を受けなければならない。

第4条 支部長立候補者は、愛知県行政書士会尾張支部長立候補届出書（様式第1）及びその他の役員の愛知県行政書士会尾張支部役員就任承諾書（様式第2）を2月末日までに監事に提出しなければならない。

第5条 支部長以外の役員は、支部長が指名する。

第6条 愛知県行政書士会の理事及び委員等は、支部長が推薦若しくは指名する。

附則 この規約は、平成28年5月14日から施行する。

愛知県行政書士会尾張支部会費の納入方法に関する規約

第1条 支部会費の納入時期及び方法は、愛知県行政書士会会費等の納入方法に関する規則第6条を適用する。

第2条 残高不足等により未納となった場合、支部会員は速やかに当該支部会費を支部の指定する口座に入金しなければならない。

附則 この規約は、平成28年5月14日から施行する。

愛知県行政書士会尾張支部弔慰見舞金給付規約

第1条 死亡弔慰金及び見舞金の給付は、愛知県行政書士会慶弔慰見舞金給付規則を準用する。

附則 この規約は、平成28年5月14日から施行する。